E 保育の必要性

保護者の就労、または疾病等の事情により、家庭において子どもを十分に保育することができないことを、下表の事由ごとに必要な書類で確認します。

事　由	主な必要書類	留意事項
就　　労	・勤務 自営証明書（父母） 【自営業の場合】 ・税務署に提出した「個人事業の開業届出書」など自営の事実を証明する書類	・週4日以上かつ1日4時間以上の労働を常態とし、月64時間以上の就労が必要です。
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日が確認できる部分）	・分娩予定日から数えて産前6週が始まる月から産後8週を迎える日の月末まで。 ・別途書類での誓約が必要です。
疾病・障がい	・医師の診断書　または ・心身障がいに係る各種手帳の写し （氏名、等級が確認できる部分）	・医師の診断書（3か月以内のもの）には、「家庭保育ができない旨」の記載があるものが必要です。
同居親族の介護・看護	・医師の診断書 ・介護 看護スケジュール	・医師の診断書（3か月以内のもの）には、「常時介護・看護が必要である旨」の記載があるものが必要です。
災害復旧	・り災証明書	・家屋の復旧に当たる場合。
求職活動	－	・活動中または活動予定である場合。 ・別途書類での誓約が必要です。
就学・職業訓練	・学校の在学証明書 ・時間割表	・在学中または在学予定の場合。 ・授業時間、日程が確認できるものが必要です。
育児休業	・勤務 自営証明書	・生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日まで。 ・別途書類での誓約が必要です。

※その他 上記に類する内容で「保育の必要性」があると認められる場合があります。詳しくは保育課にご確認ください。

F 副食費が免除となる場合

給食費のうち副食費（おかず代等）については、年収360万円未満相当の世帯の子ども、又は全ての世帯における第3子以降の子どもの場合、免除となります（主食費（ごはん代）は徴収します）。なお、対象者や手続方法については、別途、市からご案内する予定ですが、下記のとおり在園する施設により支払方法等が異なる予定です。

施　設	支払い方法	第3子以降の子どものカウント方法
幼稚園	幼稚園に一度支払い（後日、市に請求）	3歳～小学校3年生までの子ども
認定こども園（幼稚園利用）	支払いなし	
保育所（園）、認定こども園（保育利用）		0歳～小学校就学前までの子ども

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

制度のポイント

- 3～5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもが対象となります
- 無償化になるのは保育料のみです（給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担）
- 利用する施設により、無償化される上限額が異なります
- 保育所（園）や地域型保育事業（事業所内保育事業や小規模保育事業）、認定こども園（保育利用）に通っている方は、原則、手続きは不要となります

施設ごとの対象者と対象範囲

詳しくは中面をご覧ください。

		A 私立幼稚園	B 認定こども園（幼稚園利用）	C 保育所（園）、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業	D 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
3～5歳児クラス	保育の必要性あり（※1）	月額25,700円を上限に無償（預かり保育は日額450円、月額11,300円まで無償※2）	無償（預かり保育は日額450円、月額11,300円まで無償※2）	無償	月額37,000円を上限に無償
	保育の必要性なし	月額25,700円を上限に無償（預かり保育対象外）	無償（預かり保育対象外）		対象外
0～2歳児クラス 保育の必要性あり（※1）の住民税非課税世帯				無償	月額42,000円を上限に無償

※1　保護者が就労や就学、病気などの理由により日中子どもの保育ができないと認められる場合（裏面E参照）
※2　住民税非課税世帯の満3歳児（今年度の4月1日時点の年齢が2歳であり、誕生日を迎えた子ども）は月額16,300円まで無償

春日部市 KASUKABE CITY

問合せ　春日部市役所 こども未来部 保育課　☎048-736-1111

A 私立幼稚園

具体的な手続きはコチラ→

対象　私立幼稚園在園の満3歳以上の子ども

保育料　月額25,700円を上限に無償

支払方法　原則、支払なし　※上限額を越える保育料は、差額分のみ園にお支払ください。

給食費　現行どおり（園ごとに異なります）※一定の条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります（F参照）

支払方法　現行どおり各園に支払

手続　「子育てのための施設等利用給付認定申請書」等の提出

※令和元年7月1日時点で入園している場合、幼稚園経由で手続きのご案内をしております。

手続方法　園に提出（園を経由して市に提出されます）

預かり保育　上記対象のうち、保育が必要な方の子ども（E参照）

利用料　４５０円×利用日数を上限に無償　※月上限額は11,300円。ただし、住民税非課税世帯の満3歳児は月上限額16,300円。

手続　上記手続のほか、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、勤務・自営証明書等が必要となります（E参照）

支払方法　利用分を園に一度お支払いただき、後日、市に請求　※対象者に別途ご案内します。

※無償化の対象外の場合でも、園の対応が可能な範囲内で、これまでと同様に預かり保育を利用することができます。

その他
- 通園送迎費、行事費、教材費などは、無償化の対象外であり、これまでどおり保護者の負担となります。
- 申請内容に変更がある場合は、市または園にお申し出ください。

B 認定こども園（幼稚園利用）

具体的な手続きはコチラ→

対象　認定こども園在園で幼稚園利用（教育認定）の満3歳以上の子ども

保育料　無償

支払方法　原則、支払なし

給食費　現行どおり（園ごとに異なります）※一定の条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります（F参照）

支払方法　現行どおり各園に支払

手続　「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」等の提出

※入園申込時に提出する書類です。すでに入園している場合、別途手続きは不要です。

手続方法　園に提出（園を経由して市に提出されます）

預かり保育　上記対象のうち、保育が必要な方の子ども（E参照）

利用料　４５０円×利用日数を上限に無償　※月上限額は11,300円。ただし、住民税非課税世帯の満3歳児は月上限額16,300円。

手続　上記手続のほか、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、勤務・自営証明書等が必要となります（E参照）

支払方法　利用分を園に一度お支払いただき、後日、市に請求　※対象者に別途ご案内します。

※無償化の対象外の場合でも、園の対応が可能な範囲内で、これまでと同様に預かり保育を利用することができます。

その他
- 通園送迎費、行事費、教材費などは、無償化の対象外であり、これまでどおり保護者の負担となります。
- 申請内容に変更がある場合は、市または園にお申し出ください。

C 保育所（園）、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

具体的な手続きはコチラ→

対象
- 保育所（園）、認定こども園（保育利用・保育認定）、地域型保育事業在園の３～５歳児クラスの子ども
- 同施設在園で住民税非課税世帯の０～２歳児クラスの子ども

※０～２歳児クラスの子どもにおける多子世帯の保育料の軽減事業は、現行制度が継続となります。

保育料　無償

支払方法　原則、支払なし

給食費
- ３～５歳児クラスは、主食費（ごはん代）だけでなく副食費（おかず代等）も徴収
- ０～２歳児クラスは、これまでと同様保育料の中で徴収（変更なし）

支払方法　各園に支払　※給食費（主食費・副食費）は園ごとに金額が異なります。※一定の条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります（F参照）。

手続　「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」等の提出

※入園申込時に提出する書類です。すでに入園している場合、別途の手続きは不要です。

手続方法　市に提出

その他
- 通園送迎費、行事費、教材費などは、無償化の対象外であり、これまでどおり保護者の負担となります。
- 申請内容に変更がある場合は、市または園にお申し出ください。

D 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

具体的な手続きはコチラ→

対象
- 保育が必要な方（E参照）の３～５歳児クラスの子ども
- 保育が必要な方（E参照）で住民税非課税世帯の０～２歳児クラスの子ども

※手続を行っておらず、無償化の対象外となる認可外保育施設等があります（各園に確認してください）。

※上記A～Cに入園している場合、無償化の対象とはなりません。ただし、預かり保育が十分に満たされていない幼稚園に在園している場合は、幼稚園の預かり保育における上限額の範囲内でサービス併用が可能です。

保育料
- ３～５歳児クラスの子ども：月額37,000円を上限に無償
- ０～２歳児クラスの子ども：月額42,000円を上限に無償

※複数のサービスをご利用の場合は、その合計額が対象となります。

支払方法　利用分を園に一度お支払いただき、後日、市に請求　※対象者に別途ご案内します。

手続　「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、勤務・自営証明書等の提出（E参照）

手続方法　市に提出

その他
- 給食費、教材費などは、無償化の対象外であり、これまでどおり保護者の負担となります。
- 申請内容に変更がある場合は、市にお申し出ください。